

イビデン社員行動基準

2024 年 8 月



イビデンウェイ



イビデングループ行動憲章

第1条 法令および倫理の遵守

各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

第2条 ステークホルダーとともに発展する会社

ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第3条 お客さまへの感動の提供

お客さまに感動を提供するため、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビテクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。

第4条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで、人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

第5条 地球環境との共存

全ての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

第6条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくり出します。

はじめに

「正義」と「会社の利益」のどちらかを選ばなければならないとしたら、あなたは「正義」を選ぶことができますか？

どんなに小さなことであっても、このわかれ道でのあなたの選択が、会社のブランドを大きく左右することになります。

今、あなたが進もうとしている道は、

- ※ 法律に違反していると思いませんか？
- ※ 家族・友人に自信を持って話すことができますか？
- ※ 子どもにも同じ道を歩ませることができますか？
- ※ 新聞やテレビ・SNS で報道されても堂々としていられますか？
- ※ 上司の命令だからやむを得ないと自分を納得させていませんか？
- ※ 誰かにつけこまれるすきを与えることになりませんか？
- ※ 自分だけが汗をかかずに楽ができる近道を選ぼうとしていませんか？

一つでも思い当たることがあるときは、必ずこの行動基準を読んでください。

この行動基準の利用について

- この行動基準は、イビデン株式会社の役員、就業規則上の社員に遵守いただくものですが、派遣契約・業務委託契約、パートタイム契約等に基づきイビデン株式会社の構内に常駐する方にも準用されるものです。契約により採用した部署は、責任をもってこれらの方にこの行動基準の趣旨を伝達しなければなりません。イビデングループ各社（連結子会社）は、この行動基準に準じ、または補完する独自の行動基準を速やかに作成することが要請されています。
- みなさんが日常業務を遂行するなかで、コンプライアンスの観点から迷うことが生じたときは、この行動基準により判断してください。そのうえで不明な点があるときは、上司を通じた職制ラインまたは各項目記載の関係部門に相談してください。これらのラインが機能しないと考える場合は、後記する相談窓口にご相談してください。
- この行動基準に違反する行為を発見した場合や、上司から指示を受けた場合、または不注意で自ら行った場合は、勇気を出して報告してください。
- この行動基準の実践が、各国・地域の法令または倫理に反する場合には、法務担当者や弁護士などと相談のうえ、公正かつ合理的に判断し対応してください。

序. コンプライアンス総則

イビデン株式会社は、コンプライアンスの基準として、この社員行動基準を制定し、役員・社員（以下「私たち」）は、自らの行動または会社のためにする行動において、これを遵守します。

（１）社員行動基準

① 基本的な姿勢

私たちは、企業としての社会的責任を強く自覚し、高度な倫理観で自らを厳しく律します。事業活動においては、憲法を尊重し、民法、商法、刑法、独占禁止法、税法等の一般法令、事業関係法令および企業倫理を遵守します。

海外での事業については、現地国の法令および倫理を遵守し、その文化および慣習を尊重します。

② 公正かつ自由な競争

私たちは、事業活動において、独占禁止法、公正競争規約および事業を行う各国の競争法や汚職防止関連の法律（不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法、英国賄賂防止法を含む）などを遵守し、会社として、市場において公正かつ自由な競争を行います。

③ ^{ていかん}定款、社内規程などの遵守

私たちは、国内外法令および企業倫理の遵守はもとより、この行動基準や、当社において適正な手続を経て定められた定款、社内標準類（マニュアル、規則、規程、基準、ガイドライン、要領等）を理解し、これらを遵守します。

社内標準類（定款を除く）が、この行動基準の定めに抵触したり、矛盾する場合には、この行動基準の定めを優先して適用します。自らの職務の遂行に当たっては、社内規程に定められた責任と権限に従って、必要に応じた手続を取り、審査、承認、決議などを受けた上で実施します。

④ 適正な帳簿・会計記録、経理・税関係法令の遵守

私たちは、会社会計において、当社の取引を一般に公正・妥当と認められる会計原則および会計慣行に則り、帳簿および会計記録として正確に記載します。また、商法、金融商品取引法、外為法、企業会計原則その他の経理関係法令を遵守します。私たちは、事業活動において、国内外の税法を常に意識し、これを遵守します。

⑤ 取締役の競業取引および利益相反取引の制限

取締役は、会社法に定められた競業取引および利益相反取引の制限に関する規定を遵守します。

⑥ 契約および文書管理について

私たちは、契約書等の文書（電子媒体に保存されるものを含む）への署名（電子署名を含む）または社用印章の押印の請求において、適正な手続を経ずに署名・押印したりさせたり、署名・押印を偽造しません。私たちは、契約相手と契約を締結したり、何らかの合意をしようとする場合には、関係法令、社内規程ならびに公正・合理性の観点から適切に検討し、交渉します。

私たちは、文書を適切に作成・取扱い・保存・廃棄します。

（２）この件に関する担当部門・相談先

①～⑥法務担当部門、④財務担当部門、⑥総務担当部門／購買担当部門／事業部門（企画）、

①③環境／安全衛生担当部門（環境安全衛生関連法令）

第1条 法令および倫理の遵守

各国、各地域の法令および倫理を遵守し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組み、オープンで公正な企業活動を通じて国際社会から信頼される会社をめざします。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

事業を行う上では、一人ひとりが各国、各地域における法令の遵守を心がけ、誠実な企業の一員として高い倫理感を持った行動が求められます。また、会社が事業を行う上で価値をもつ会社財産が、不正に使用されたり、盗難にあったりしないように、守らなければなりません。会社財産には、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報も含まれ、これらの管理を徹底します。

1-1. 様々な場面での法令遵守

(1) 社員行動基準

① 開発活動

私たちは、当社が技術供与を行い、または複数の会社間で共同研究開発を実施する国内外の相手方に対し、当該相手方が行っている事業活動を、知的財産権などの正当な行使または当社の秘密情報を保護するといった正当な目的の範囲を超えて不当に制限しません。また、特定の会社を市場から排除するような取決めにしません。

② 購買活動

私たちは、国内外の独占禁止法や下請法を遵守し、取引先と公正な購買活動を行います。

私たちは、職務上の地位や権限に関し、取引先から社会通念を超える個人的利益¹⁾を得たり、取引先の営業秘密情報を不正に利用して、インサイダー取引²⁾を行いません。

③ 販売活動

私たちは、国内外の独占禁止法を遵守し、競合する他社との間で、また参加する事業者団体の会合を通じて、販売価格、生産数量、地域等、製品の販売価格や販売条件に影響を及ぼすような取決めを行いません。

また、このような取り決めを行うおそれのある団体、会合などに参加しません。

私たちは、販売会社などに対し、当社製品の再販売価格を維持することを目的とした制限を課さず、またその取引先に対し、このような制限を課すことを求めません。

④ 適正な輸出入

私たちは、外為法等の輸出管理法令および社内の貿易関連規程に従い、製品の適正な輸出入を行います。

1) 金銭・物品の贈答・接待・便益など

2) 「1-2 ⑦インサイダー取引の禁止」を参照してください。

⑤ ものづくりでの環境保全活動

私たちは、環境保護に関する法律・条例・規則等を遵守し、万一、法律違反や事故が発生した場合には、直ちに上司・担当部門に報告します。報告を受けた担当部門は、所轄の官公庁（地方自治体を含む）に速やかに必要な報告・届出を行います。また取引先、構内事業者に対しても、法令遵守の徹底を呼びかけます。

⑥ 株主への利益供与

私たちは、会社法の定める株主への利益供与禁止規定を遵守し、社会的良識に則った行動をとります。いわゆる総会屋からの接触に対しては、毅然とした態度で接し、利益供与は一切行いません。

⑦ 政党・官公庁との関係

私たちは、公職選挙法、政治資金規制法等を遵守し、贈賄・利益供与や違法な政治献金および官公庁との癒着というような誤解を招く、または招きかねないような行為は行いません。

（２）この件に関する担当部門・相談先

①知的財産担当部門、①～⑦法務担当部門、②購買担当部門、⑥⑦経営企画担当部門／総務担当部門、⑤環境担当部門、③事業部門（企画）

1－2．誠実な会社としての倫理

(1) 社員行動基準

① 公平・公正な取引基準

私たちは、複数の取引先の中から購入先を選定する場合、各々の条件を公平に比較・評価し、最適な取引先を決定します。多量の物品を購入する場合でも、少量の物品を購入する場合でも同様に、公正に選定します。

私たちは、当社の買主としての優越的地位を利用し、取引条件やノウハウの開示などを取引先に強要したり、特定の業者を排除するようなことを行いません。

② 販売先・取引先との関係

私たちは、販売先・取引先、またはそれらの候補について、自己もしくは他の役員・社員またはその親族と何らかの関係にあることを理由に、有利な取扱いをしません。自らが、このような特別な関係に該当する場合には、所属長または関係部署に事前に相談し、当社の利益のため最善となる行動をとります。

③ 贈り物の授受

私たちは、販売先・取引先に対して、社会常識の範囲を逸脱した贈答は行いません。

私たちは、取引関係に影響する、あるいは影響するおそれがある取引先に、金品等の贈り物を求めません。また、暗に求める雰囲気を示す言動もとりません。これは仲介業者など第三者を通じて、相手から贈り物などを受け取ったり、提供したりすることを含みます。

私たちは、販売先・取引先等から、社会常識の範囲を超えた贈り物を提供された場合には、所属長に必ず報告し、指示を受けます。

④ 接待について

私たちは、販売先・取引先との社交的な交歓については、明確な取引目的に基づき、社会常識の範囲内において行い、社内ルールに基づき承認を受けたうえで行います。

⑤ 反社会的勢力・団体への対応

反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

私たちは、反社会的勢力・団体からの接触を受けたとき、またはトラブルに巻き込まれそうになったときは、個人で対応することは避け、直ちに担当部門に相談します。

⑥ 官公庁への寄付、政治献金、贈答、接待について

私たちは、会社名で寄付・政治献金⁹⁾を行う場合は、社内の承認手続きに基づき行います。

私たちは、政治・行政関係者とは、節度ある儀礼、交際を心掛けます。

私たちは、公務員および特別法により指定される者等に対し、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程その他の各官公庁等で定める同種の規定等に抵触する金銭・物品・接待・便益などの一切の利益の提供を行ったり、申し出たり、約束しません。また相手方から要求されても、毅然として断ります。

⁹⁾ 海外においては、企業による政治献金を法律で禁止している国がありますので、それぞれの国の法律、慣習に則り慎重に行動してください。

⑦ インサイダー取引の禁止

私たちは、当社、子会社および他社の内部情報⁴⁾を、その職務などに関し知った場合は、その情報が正式に公表されるまで、自ら、また会社として当該会社の証券の取引を行いません。また当該証券を、家族または他人名義でも取引しません。

内部情報を知った場合は、業務上必要な場合を除いて、これを他に伝達しません。

私たちは、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守します。役員は、金融商品取引法の定める役員による自社株取引規制を遵守します。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～⑦法務担当部門、①②購買担当部門、⑥経営企画担当部門／財務担当部門、③～⑥総務担当部門

①～④事業部門（企画）

⁴⁾ 内部情報とは、金融商品取引法等で規定する一般に公開されていない情報であり、しかも一般の投資家が株式その他の証券の売買等を決定するにあたって影響を与えるような情報（重要事実）をいいます。
例えば、業務提携、新製品の開発および発表、売上高、利益や配当などの財務成績等、その他当社に重要な影響を及ぼす活動などの情報をいい、これらは、会社が正式に公表するまでは、内部情報に該当します。内部情報の定義、その管理方法については、法律および当社のインサイダー取引管理要領に定めがありますので、判断に迷った場合は、担当部門に相談してください。

1－3．会社財産⁵⁾の保護

(1) 社員行動基準

① 会社の資産管理方針⁶⁾への理解

私たちは、自分の扱う会社財産を十分注意して使用・管理することはもとより、会社の資産管理方針をよく理解します。

② 有形財産の不正な使用の禁止について

私たちは、会社の有形財産を、与えられた職務の遂行のためにのみ使用し、自己または第三者のために着服・使用しません。また不正な経費請求を行ったり、職務上の地位または権限を利用して、不正に自己または第三者の利益を図りません。私たちは、有形財産の取扱いについては、盗難や紛失等を防止するため、社内規程を遵守します。

③ 知的財産について

私たちは、当社の知的財産を適切に記録・管理し、他社または他人に不正に使用されないように、十分注意を払います。また、当社の知的財産を、在職中および退職後を問わず、自己または第三者のために使用しません。⁷⁾

私たちは、他者の知的財産についても、不正な方法で入手したり、たとえ正当に入手したものであっても無断使用やソフトウェアの不正コピーを行いません。

④ 商標の使用について

私たちは、当社の商標はもとより、他社の商標も正しく認識し使用します。⁸⁾

⁵⁾ 当社の財産には、土地や設備のような有形財産と、特許権等の知的財産権、技術情報や営業情報等の営業秘密、ノウハウといった無形財産があります。これらは、当社が事業活動を行う上で、非常に価値のある重要なものです。

有形財産とは、土地、建物、施設、設備、製品、仕掛品、原材料、IT 機器、事務用品、現預金、有価証券等をいいます。

無形財産とは、特許・実用新案・意匠・商標・著作物・ノウハウ・技術情報等の知的財産、営業情報、人事情報、経理情報、プログラムデータ等の電子情報、その他の営業秘密情報をいいます。

⁶⁾ 会社の資産管理方針を次のように定めています。当社は、会社財産を効率的に活用するためにしっかり管理し、紛失、盗難、不正使用を防がなければなりません。当社の財産が不正に利用されたり、盗難にあった場合には、法的な手段などあらゆる措置を講じ、その資産を守ります。

⁷⁾ 当社が保有する情報で、先進的、独創的なものについては、特許権等の知的財産権として法的に保護されています。また、役員・社員が職務に関して行った発明・考案・著作等の知的財産権その他一切の権利は会社に帰属します。

⁸⁾ 当社は、当社の業務に関係する文字、名称、記号等について商標権を所有し、自社製品と他社製品とを区別するために使用しています。
例えば、「IBI-TECHNO」は登録商標として「®」により登録の表示をしています。また、登録していない商標は、「™」にて表示をしています。商標は、必ず文字を正しくつづるなど、商標権者が表記している方法どおりに表記する必要があります。

⑤ 発明・考案等の奨励と届出等

発明、考案、意匠の創作を奨励し、社会の繁栄に役立てます。

私たちは、当社の業務範囲において職務または職務上の経験から発明、考案、意匠の創作を行った場合は、社内の知的財産規程に基づいて届出を行います。

私たちは、自己の行った発明、考案、意匠の創作の秘密保持に努めます。また、外部への発表についても社内ルールによる承認を受けて行います。

⑥ 他社の知的財産について

私たちは、他社の知的財産を侵害しないよう、十分な注意を払います。

私たちは、他社のアイデアを盗用したり、他社の営業秘密を不当に流用・転用等しないよう、十分な注意を払います。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～⑥法務担当部門、①②財務担当部門／総務担当部門

③⑤⑥知的財産担当部門

1－4．情報の保護・管理の徹底

(1) 社員行動基準

① 個人情報の保護について

私たちは、役員・社員のプライバシーを尊重し、個人情報に無断でアクセスしません。

また、職務として個人情報にアクセスできる対象者は、個人情報を秘密として取り扱い、アクセスされた役員・社員などの承諾もしくは適正な要請がある場合を除いて、社外に開示しません。また、社内においても、その情報の入手が職務として必要と認められる者以外には、開示しません。

② 営業秘密情報について

私たちは、営業秘密情報⁹⁾の流出防止に努めます。また、当社または子会社の営業秘密情報を社外の者に無断で開示・配付しません。社内においても、当該秘密情報の入手が業務上必要と認められる者以外には開示しないことはもとより、当社の事業活動に関連してのみその情報を使用します。

私たちは、その情報の作成者本人であるかないかにかかわらずこの義務を守ります。

私たちは、スマートフォンなどでの通話やインターネットを介した情報のやりとり¹⁰⁾、公共の場所での会話など、関係者以外が情報に触れる可能性がある場面では、営業秘密情報を不用意に話題にしないよう注意を払います。また家族や友人との間でも営業秘密情報を話題にしません。なお、私たちは当社を退職する場合、当社の営業秘密情報を含む資料や媒体（PC、タブレット、カメラ機能付き電子デバイス、USB メモリー、外部記憶媒体など）、および外部クラウドサービス上の情報のほか当社資産をすべて返却します。また退職後も、在職中に知りえた業務上の秘密を漏らしません。¹¹⁾

③ 情報処理およびネットワークシステムについて

私たちは、当社のコンピューター、社内情報処理システム、ネットワークシステムを適正・効果的に使用し、不正な目的に使用しません。

私たちは、電子情報を適切に管理し、営業秘密情報の漏えい、盗難、破壊やウィルス感染その他の損害が発生しないようにします。特に、パスワードの管理、アンチウィルスソフト等による定期的チェックを必ず実施し、万全の注意を払います。万一、損害発生疑いがある場合は、所管部署に速やかに通報します。

④ 他社情報の保護、正当な入手と使用

私たちは、他社の情報を、適切な目的・方法（契約等で使用範囲が決められている場合には、その使用範囲内）で使用し、当該他社の承諾なく社外の者に開示してはならず、社内においても、当該情報の入手が業務上必要と認められる者以外には開示しません。

また私たちは、第三者から、当該第三者以外の者の秘密事項と疑われる情報提供の申し出を受けた場合には、当該第三者がその情報の正当な保有者であり、不正な情報取得行為・不正な情報開示行為でないこと

⁹⁾ 当社が保有する情報の多くは、営業秘密情報として管理しなければならないものです。営業秘密情報は、多くの役員・社員の職務を通じて得られた貴重な成果であり、かつ当社が研究、開発にかけた多大な投資の成果でもあります。また、営業秘密情報は、当社の市場競争において、有利な地位を得るものであり、競争会社に知られた場合には、当社は損害を受けることになります。

¹⁰⁾ ソーシャルネットワーキングサービス、電子掲示板やブログなどへの投稿や書き込みを含みます。

¹¹⁾ 当社に在籍していた期間に創作した知的財産に係わる所有権は、役員・社員の退職後も引き続き当社にあります。

を確認できない限り、当該情報を受け取りません。私たちは正当な保有者から正当な方法で他社の情報を入手した場合は、その記録（営業日報や議事録にいつ、誰からなど）を残します。

⑤ 著作権の侵害の防止

私たちは、インターネット、新聞、雑誌、文献等から入手した情報については、盗用、改ざん等著作権侵害の問題が起きないように、取扱いに十分注意します。

私たちは、コンピューターを使用する場合、市販のソフトウェアの使用約款^{しょうやつかん}やライセンス契約に違反してコピーやインストールをしません。

⑥ 内部情報とその管理について

私たちは、インサイダー取引管理要領をよく理解し、内部情報が不当に他に漏れることのないよう留意します。

（２）この件に関する担当部門・相談先

①～⑥総務担当部門、①人事担当部門、④⑤知的財産担当部門、③⑤IT 管理担当部門

④⑤事業部門（企画）

第2条 ステークホルダーとともに発展する会社

ステークホルダーとともに発展していく会社として、経営の透明性を高め、コミュニケーションを通じた信頼関係を構築します。また、良き企業市民として、地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組みます。

「社会から信頼される企業」をめざし、株主・取引先・消費者・地域社会などのステークホルダーに対し、正確な情報を適切な方法で発信し、企業価値を高めることに努めます。地域社会がより豊かで住みやすい社会になるように、社会貢献活動を積極的に推進していきます。

(1) 社員行動基準

① 信頼される企業

私たちは、地域行事への参加、イベントの開催等を通じて当社のイメージアップを図り、当社の活動に対する地域社会の信頼を得るように努めます。私たちは、意思決定や行動において、この行動基準を遵守することで、一人ひとりが当社の広報担当者としての一役を担います。

② 正確な情報の発信、表現・用語への配慮

私たちは、内外に発信する文書・情報は、正確な情報に基づき発信し、ステークホルダーの信頼を損なう、各種記録・文書の偽造などはいけません。また、他社や他人を誹謗、中傷するような表現や、社会的差別につながる用語は、使用しません。私たちは、日常何気なく使われている言葉の中にも、差別的な用語があることを深く認識し、誤解を招くおそれのある表現・用語は使用しないように努めます。

③ IR活動の推進

役員は、世界中の株主・投資家の期待（収益の向上）に応えるため、株主総会、取締役会、取締役および監査等委員の法令上の機能および責任を認識した経営の推進と効率化を進めます。また、商法・金融商品取引法等の関係法令を遵守して、正確な企業情報の開示に努めます。

私たちは、IR（株主・投資家向け広報）活動を重視し、適時開示により、企業経営や企業活動への理解が得られるように努めます。

私たちは、開示した情報に対する意見、批判を受け止め、今後の事業活動に反映するよう努めます。

④ 社会貢献活動への参加

私たちは、会社の実施する社会貢献活動や、ボランティア活動等を通じて、地球環境保護活動、青少年育成活動、社会福祉・地域貢献活動および災害支援活動への取り組みに参加します。

⑤ 地域社会との信頼関係の構築

私たちは、地域の行政・文化・教育の分野における諸活動に積極的に参加し、地域のニーズに応えた活動を行います。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～⑤総務担当部門、①②③経営企画担当部門、②③法務担当部門、③財務担当部門

第3条 お客さまへの感動の提供

お客さまに感動を提供するため、社会の将来にわたる要求・動向を正しく理解し、イビテクノを進化させることで、お客さまの満足が最大になる安心・安全な商品の創造やサービスを行います。

お客さまの期待する製品とサービスを提供するために、製品の品質向上に努めます。「イビテクノ」を柱に創意と工夫と熱意で新しい技術の開発に努め、新しい分野に果敢に挑戦することにより、社会に有益な製品を提供するための製品開発活動を行っています。また、環境の保全、製品の安全性が要求されるなか、開発段階から十分に検討を重ね、豊かな社会に貢献できるよう努力していきます。

(1) 社員行動基準

① 技術の修得努力

私たちは、お客さまの様々な要望にお応えするため、広く内外に優れた技術を求め、「創意と工夫と熱意」をもって、最先端技術の研究と開発に努めます。

② お客さまへの対応

私たちは、販売先には常に誠実な態度で接し、基本契約等に則り、お客さまの望む製品・サービスを迅速に提供します。

③ 開発段階での環境保全と製品安全性の確保

私たちは、法令などで定める環境保全の基準、および安全基準を満たした製品を生産、提供します。製品設計を行う際には、十分な安全性を確保できる設計を行い、製品に関する適切で正確な情報を提供します。

④ 確実な作業と作業の改善努力

私たちは、作業の標準化と材料面、生産性からの改善を通じて、ムリ・ムダ・ムラのない確実な作業と生産性の向上を実施し、製品の品質確保・向上に努めます。

万一、製品の品質に関して問題が生じた場合あるいはその疑いがある場合には、事実・原因を徹底して調査・追求し、速やかに対応・改善します。

私たちは、自らの能力・技能の向上に努めるとともに、作業効率の向上に努めます。私たちは、「創意と工夫と熱意」で作業方法・工程の改善に取り組みます。

⑤ コスト改善と納期管理

私たちは、常にコスト意識を持ってコスト低減に励み、納期の管理を確実にして、迅速に業務を遂行するとともに、TPM活動および各種の改善活動を通じて職場の改善を進めます。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①③設計開発部門、②法務担当部門、③環境担当部門、④⑤生産推進担当部門

①～⑤事業部門（企画）

第4条 グローバル化に対応した経営

グローバル化に対応した連結経営を推進するとともに、企業活動を行ううえで、人権を含む各種の国際規範はもとより、各国、各地域の文化・慣習を尊重します。

グローバルに事業を展開する当社は、各国、各地域の文化・慣習を尊重し、国際的に宣言されている人権の擁護¹²⁾を支持、尊重し、人権侵害に加担しません。労働における基本的原則および権利¹³⁾を尊重し、労働基準法など各国の雇用関係法令および就業規則を遵守するとともに、社会良識・ルールに従った行動をとります。

(1) 社員行動基準

① グローバル企業の一員として

私たちは、海外のお客さまやお取引先との取引や、海外拠点との間での業務にあたっては、現地の関連法令を遵守するのはもちろんのこと、国際ルールを遵守するとともに、各国・各地域の文化や慣習を尊重し行動するように努めます。

② 人権の尊重について

私たちは、他人を思いやる気持ちを持ち、職場の雰囲気や人間関係をより良くするよう努力することはもとより、人権・多様性を尊重し、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性、民族、国籍、疾病、障がい、妊娠、宗教、信条、社会的身分、結婚歴などによる不当な差別や嫌がらせを行いません。これらを防止するために適切な配慮をします。

③ 非人道的な扱いの禁止

私たちは各種ハラスメント¹⁴⁾・虐待、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言などによる非人道的な扱いを行いません。これらを防止・排除するよう管理上の必要な配慮をします。

④ 強制労働¹⁵⁾・児童労働の禁止

私たちは、全ての労働は自主的なものとし、強制あるいは意思に反しての就労や法令で規定される就労可能年齢に満たない児童を就労させません。また、就労可能であっても18歳未満の労働者を、健康や安全を危険にさらす業務に従事させないよう配慮します。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～④人事担当部門／法務担当部門

¹²⁾ 当社の社員行動基準は、国際的に宣言されている経済協力開発機構（OECD）多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト、世界人権宣言など、主要な国際基準やガイドラインの主旨を反映して制定されました。

¹³⁾ 労働者の基本的な権利に関する原則とは、国際労働機構（ILO）で宣言されている、結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な禁止、雇用および職業における差別の排除を指します。

¹⁴⁾ ハラスメントには、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどを代表例として、その他にもさまざまなハラスメントの種類があります。

¹⁵⁾ 強制労働には、債務による拘束や年季契約による強制労働、非自主的な囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いることを含みます。

第5条 地球環境との共存

全ての事業活動で地球環境との共存をめざし、環境と経営を両立する技術の開発と普及に努めるとともに、省エネ・省資源活動を積極的に進め、環境に優しい商品・サービスを提供します。

環境問題を、当社が事業活動を行う上での重要課題の一つと位置づけ、生産、使用から廃棄にいたる製品ライフサイクルの全ての段階において環境に配慮した製品の開発に取り組んでいます。

省資源・省エネルギー生産システムの導入や雨水を含む工場からの排水、臭気、騒音、^{ふんじん}粉塵の対策、リサイクルを考えた梱包等、幅広い環境・資源保護を考えた製品開発や生産、物流活動を行うとともに、国際的な環境規格へも積極的に対応するために、一人ひとりが自覚をもって、活動を推進していきます。

(1) 社員行動基準

① 環境への配慮

私たちは、製品開発、生産、物流活動を行うにあたり、環境への影響、資源の保護、廃棄物や温室効果ガスの低減などを考え、事業活動に取り組めます。また、ペーパーレス化やリサイクルの促進など、それぞれの立場で環境保全活動を行います。

② 化学物質の適切な管理

化学物質は人体や環境に対して影響を与えることがあります。私たちは、職場で扱う様々な化学物質の特性を理解し、決められた手順を守って管理、使用します。緊急の事態には、化学物質安全シートに基づいて適切な対応をとります。

③ 社会の一員として

私たちは、地域社会の一員として、ゴミの分別廃棄、節水・節電・騒音防止等に努めます。また、地域周辺の美化活動などにも積極的に参加します。省エネルギー活動の一環として、不要なアイドリングや空ふかし、急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の運転を行います。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～③環境担当部門、③総務担当部門

第6条 魅力的で活力にあふれる会社

魅力的で活力にあふれる会社をめざして、公平公正な評価が行われる人事制度と安全で働きやすい環境を柱に、多様性を尊重しあい、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる、社員にとって働きがいのある企業風土をつくります。

一人ひとりがゆとりと豊かな人生を築くために、積極的な自己啓発に努めます。また、一人ひとりが公平公正に評価されるように、お互いの人格、個性を尊重します。

安全で健康的な職場づくりに努め、働く人と環境にやさしい事業場の実現をめざします。

(1) 社員行動基準

① 公正な評価の実施、人事の明朗公正

私たちは、一人ひとりの仕事の成果を公正に評価し、人事を明朗かつ公正に行います。採用、評価、異動、昇進、教育などにおいて、多様な人材を公正に評価し、自己もしくは他の役員・社員またはその親族と何らかの関係にあることなどの公正さを欠いた理由で、有利な取扱いをしません。

② 教育・自己啓発の重視

私たちは、自己および所属メンバーの業務能力を高め、チャレンジ精神および社会人としての良識を醸成するよう自己啓発に努めます。

③ 安全衛生の確保

私たちは、環境保全に配慮するとともに、安全衛生関連法令および社内規程を遵守します。また、業務上の安全衛生の確保を最重点に取組み、機械、設備、施設等を安全かつ衛生的に整備し、決められた手順に従って使用します。また、それぞれの職場や特定の作業に必要な安全衛生のトレーニングを受けた上で、必要であれば保護具を着用して業務に臨みます。管理者・監督者は、必要なトレーニングと保護具を業務にあたる前に提供します。

④ 安全で健康的な職場づくり

私たちは、全員参加による職場の5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・^{しつけ}）および安全サークル活動を通じて、安全で健康的な職場づくりに努めます。自己および周囲の安全に配慮し、自分自身または周囲の人間の安全を脅かす可能性のある行動はしません。

また、日頃から心身の健康管理と増進を心がけると同時に、長時間・過重労働による健康被害の防止やメンタルヘルス、ならびに、周囲の者の健康・安全にも十分配慮し、仕事と生活の調和が実現できる良好な職場環境の維持・改善を図ります。

⑤ 対話とコミュニケーション

私たちは、対話とコミュニケーションを大切にして、活力に満ちた企業風土を築いていきます。あいさつから始まる、日ごろのコミュニケーションを意識し、職場の同僚や部下が困っているときには、積極的に声をかけ、チームワークで課題を解決します。また職場内で、方針、施策、期待、進捗および実績を、明確かつ正確にコミュニケーションすることで、一体となって成果を生み出します。

⑥ 非合法薬物使用禁止およびアルコール飲用制限

私たちは、非合法薬物を所持・使用したり、職場において、アルコール飲料を飲用しません。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①②④⑤⑥人事担当部門、③④安全衛生担当部門

社員のプライベートな行為における行動基準

1. 政治・宗教活動、消費行動について

政治参加は奨励されますが、政治活動は私的行為ですから、会社の許可を受けたもの以外は、会社施設内で行うことはできません。

また、特定の宗教を支持したり差別することはありません。業務の遂行に支障をきたすといった特別な事情がない限り、個人の宗教活動に一切関与しませんが、宗教活動は私的行為ですから、原則として会社施設内で布教活動等の宗教活動を行うことはできません。

(1) 社員行動基準

① 政治活動への参加

投票等で政治に参加することは、国民としての義務ですから、私たちはこれに積極的に参加します。ただし、政治活動への参加により業務に影響が出る場合は、所属長等の事前承認を得てから行います。私たちは、政治的な問題について意見を述べる場合は、個人としての意見であることを明らかにします。

② 宗教活動について

宗教活動は、私的行為であり個人の自由ですが、私たちは、自らの行為が会社の業務に支障をきたすことのないよう十分に注意を払って行動します。

③ 消費行動は慎重に

私たちは、消費者金融やクレジットでのトラブルに巻き込まれないようにするため、正しい知識の習得に努めます。私たちは、これらを利用する場合には、家族とも相談のうえ、計画的に利用します。万一、返済計画に支障をきたした場合やトラブルに巻き込まれそうな場合は、直ちに家族、弁護士等に相談します。私たちは、マルチ商法などの悪徳商法についての正しい知識をもち、その被害に遭わないようにします。また、知人からこれらの商品購入を頼まれたときは、本人のためにも断固として断ります。万一、被害にあった場合や不安が生じた場合は、家族、弁護士、消費者センター等に相談します。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～③総務担当部門、③法務担当部門

2. 交通安全について

イビデングループ交通委員会を通じて、グループ全体として交通安全に取り組んでいます。一人ひとりが交通事故の撲滅に努め、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう努めます。

(1) 社員行動基準

① 交通ルールの遵守

私たちは、交通ルールを遵守して、事故を起こさないように努めます。シートベルトは必ず着用し、スピードは控えめを心掛けます。

私たちは、飲酒運転、酒気帯び運転は絶対にしません。

② 交通マナーの向上

私たちは、自動車を運転するにあたっては、譲り合いや、子供、老人などの交通弱者に対する事故防止に努め、思いやりのある優しい運転を心掛けます。

③ 交通事故の処置について

私たちは、交通事故に遭遇した場合、直ちに負傷者を助け、救急車の出動要請および警察への連絡を行うとともに、保険会社・会社等に速やかに報告します。

特に加害者の立場になったときには、警察の事情聴取に素直に応じるとともに、保険会社等と十分に相談して、誠意をもって被害者への補償にあたります。

(2) この件に関する担当部門・相談先

①～③総務担当部門